○河内長野市農林漁業振興事業補助金交付要綱

昭和62年2月14日

要綱第3号

改正 昭和62年6月30日要綱第19号

昭和64年1月7日要綱第1号

平成5年2月26日要綱第3号

平成12年3月31日要綱第10号

平成13年3月30日要綱第25号

平成19年7月20日要綱第45号

平成20年7月10日要綱第34号

平成23年3月31日要綱第23号

平成25年4月1日要綱第31号

平成26年1月8日要綱第1号

平成29年7月3日要綱第41号

令和3年3月26日要綱第26号

令和4年3月7日要綱第13号

令和4年3月28日要綱第19号

令和4年8月2日要綱第46号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農林漁業者が農林漁業を振興し、近代化するために 共同で行う事業等に対して市が交付する農林漁業振興事業補助金(以下 「補助金」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

- 第2条 補助金は、毎会計年度の予算に定める範囲内において交付する。 (補助事業等)
- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、 対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。
- 2 前項の補助事業は、原則として、次の要件を備えていなければならない。
 - (1) 一会計年度内に完了するものであること。
 - (2) 利益を受ける世帯の数が3世帯以上であること。ただし、省エネルギー機器導入支援事業についてはこの限りでない。
 - (3) 施設又は設備の新築又は新設、新品の購入その他新たに起こす事業であること。ただし、農業基盤整備事業、林業基盤整備事業、林業施設整備事業及び森林病害虫等防除事業についてはこの限りでない。
 - (4) 厳正的確に実施されるものであること。
 - (5) 事業完了後の経営管理が適正かつ効果的に行われるものであること。
- 3 補助金の交付の対象となる経費には、用地の買収及び賃借に要する費用並びに補償費は含まないものとする。

(市補助金の額)

- 第4条 市が助成する補助金の額は、事業の区分ごとに別表に定める対象 経費に補助率を乗じて得た額以内とする。
- 2 前項の規定により算出した市が助成する補助金の額(国又は府の補助事業である場合には、国又は府の補助金を除いた額)が、5,000,000円を超えるときは5,000,000円を限度とする。ただし、

市長が特に助成する必要があると認める補助事業については、この限りではない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、河内長野市農林漁業振興事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に対しその定める時期までに提出し、申請しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等により 当該申請の内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等をし、補助金を 交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をし、河内長野市 農林漁業振興事業補助金交付決定書(様式第2号)により当該申請をし た者に対し通知するものとする。

(交付の条件)

- 第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付 の目的を達成するため必要があると認めるときは、次の条件を付すこと がある。
 - (1) この要綱の規定を遵守すること。
 - (2) 補助事業に要する経費の使用方法に関する事項
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が 困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受 けるべきこと。

- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項 (申請の取下げ)
- 第8条 補助金の交付の申請をした者は、第6条の河内長野市農林漁業振興事業補助金交付決定書を受領した場合において、当該決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長に対しその定める期日までに、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助 金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(変更の承認)

- 第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ市長に河内長野市農林漁業振興事業変更承認申請書(様式第3号)を提出して、その承認を受けなければならない。 (着手及び完了報告)
- 第10条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助事業に着手したときは河内長野市農林漁業振興事業着手報告書(様式第4号)により、完了したときは河内長野市農林漁業振興事業完了報告書(様式第5号)及び河内長野市農林漁業振興事業実績報告書(様式第6号)によりそれぞれ市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の河内長野市農林漁業振興事業実績報告書を受理 したときは、当該報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調 査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内 容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合 すると認めたときは、交付すべき補助金の額の確定をし、河内長野市農 林漁業振興事業補助金交付確定書(様式第7号)により当該報告をした 者に対し通知するものとする。

(請求)

第12条 前条の河内長野市農林漁業振興事業補助金交付確定書の交付を 受けた者は、当該確定に係る補助金の交付を受けようとするときは、河 内長野市農林漁業振興事業補助金交付請求書(様式第8号)により、市 長に請求しなければならない。

(概算払)

- 第13条 市長は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、第6条の規定により交付の決定をした補助金の一部を当該補助事業の進捗度合いに応じ概算払することがある。
- 2 補助金の交付の決定を受けた者は、前項の規定により補助金の概算払 を受けようとするときは、河内長野市農林漁業振興事業補助金交付請求 書により、市長に請求し、かつ河内長野市農林漁業振興事業実施状況報 告書(様式第9号)を提出しなければならない。

(決定の取消し)

- 第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める ときは、その補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことがある。
 - (1) この要綱の規定又はこの要綱の規定に基づく市長の指示に違反したとき。
 - (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

- (4) 事業の施行方法が不適当であるとき。
- (5) 補助事業の内容を変更したとき。
- (6) 補助事業に着手した日から起算して5年を経過する日までに当該 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目 的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供したとき。 (補助金の返還)
- 第15条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合で、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、市長の定める日までにこれを返還しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の額の確定を受けた場合で、既にその額を超える補助金が交付されているときは、市長の定める日までにこれを返還しなければならない。

(報告及び立入検査)

第16条 市長は、補助事業の適正かつ効率的な実施を期するため必要な限度において、補助事業者に対し、報告を求め、又はその職員に補助事業の実施現場に立ち入り、検査させることがある。この場合において、補助事業者は、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

附則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 河内長野市農林漁業振興事業実施要綱(昭和50年河内長野市要綱第8号)は、廃止する。

(新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした農業用機械等の購入に係る補助金)

3 別表の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした農業用機械等の整備に係る補助金の交付については、令和4年 4月1日から令和5年3月31日までの間、次の表のとおりとする。

事業名	事業細目	経費	採択基準	市補助率]率
	名			区分	国・府	国•府補助
					補助対	対象でな
					象事業	い事業
農業施設	農業用機	農業者の団体	共同利用施			50%以
整備事業	械整備事	が農畜産施設、	設及び機械			内
	業	機械及び附帯	に限る			
		施設の整備を	上限は50			
		行うのに要す	万円とする			
		る経費				

附 則 (昭和62年6月30日要綱第19号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(昭和64年1月7日要綱第1号)

この要綱は、公布の日の翌日から施行する。

附 則(平成5年2月26日要綱第3号)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日要綱第10号)

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この要綱の第1条から第28条までの規定により改正を行う要綱の改正前の様式により作成した用紙等で残存するものについては、当分の間、この要綱により改正した各要綱の様式により作成した用紙等として使用することができる。

附 則 (平成13年3月30日要綱第25号) (施行期日)

この要綱は、平成13年3月31日から施行する。
(経過措置)

2 この要綱に基づき改正される改正前の河内長野市要綱の様式により作成した用紙等で残存するものについては、当分の間、改正後の河内長野市要綱の様式により作成した用紙等として使用することができる。

附 則 (平成19年7月20日要綱第45号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の河内長野市農林漁業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年7月10日要綱第34号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日要綱第23号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日要綱第31号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年1月8日要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、第4条第2項のただし書の規定については、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則(平成29年7月3日要綱第41号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月26日要綱第26号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月7日要綱第13号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月28日要綱第19号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年8月2日要綱第46号)

この要綱は、令和4年8月2日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助率

事	事業細目	経費	採択基準	市補助率		
業	名			区分	国・府補	国・府補
名					助対象事	助対象で
					業	ない事業
農	林業労働	森林組合	農林業者で組			予算の範
林	者通年就	が作業班	織する団体に			囲内で定
業	労対策事	育成確保	限る			額とする
振	業	対策を行				

	1		T			
興		うのに要				
推		する経費				
進						
事						
業						
農	ほ場整備	農業者の	受益面積がお	受益農地が	40%以	80%以
業	事業	団体又は	おむね0.3へ	おおむね農	内	内
基	かんがい	農業者が	クタール以上	振農用地に		
盤	排水整備	共同で基	のものに限る	あるもの		
整	事業	盤整備事	農道事業は、幅	受益農地が	35%以	70%以
備	農地造成	業を行う	員2メートル	おおむね農	内	内
事	事業	のに要す	以上の新設又	業振興地域		
業	農道整備	る経費	は改良とする	又は生産緑		
	事業		 国・府補助対象 	地地区にあ		
			でない事業に	るもの		
			ついては、事業	上記以外の	30%以	50%以
			 費はおおむね 	農地	内	内
	ため池整		100万円以	受益農地が	45%以	80%以
	備事業		下とする	おおむね農	内	内
			 国・府補助対象 	振農用地に		
			 事業について 	あるもの		
			は、それぞれの	受益農地が	40%以	70%以

			 探択基準に基	おおむね農	内	内
			づくものとす	業振興地域		
			る	又は生産緑		
				地地区にあ		
				るもの		
				上記以外の	40%以	50%以
				農地	内	内
	かんがい	農業者の	作業に危険を			50%以
	排水施設	団体又は	伴う水路等の			内
	維持管理	農業者(3	維持管理に限			
	支援事業	戸以上) が	る			
		共同で水	受益面積がお			
		路等の維	おむね0.3へ			
		持管理を	クタール以上			
		行うのに	のものに限る			
		要する請	上限は20万			
		負経費	円とする			
農	育苗施設	農業者の	共同利用施設	受益農地が	20%以	50%以
業	整備事業	団体が農	及び機械に限	おおむね農	内	内
施	防除施設	畜産施設、	る	振農用地に		
設	整備事業	機械及び		あるもの		
整	かん水施	附帯施設		受益が市内		

			T	1	Γ	Г
備	設整備事	の整備を		全域の農家		
事	業	行うのに		に及ぶもの		
業	作業施設	要する経		受益農地が	15%以	40%以
	整備事業	費		おおむね農	内	内
	集出荷施			業振興地域		
	設整備事			又は生産緑		
	業			地地区にあ		
	施設栽培			るもの		
	用施設整			上記以外の	10%以	30%以
	備事業			農地	内	内
	農業用運					
	搬施設整					
	備事業					
	農業用機					
	械整備事					
	業					
	畜産施設					
	整備事業					
	農産物直					
	売施設整					
	備事業					
	農林産物					
	加工施設					

	整備事業					
環	環境保全	農業者の	市民利用に供	受益農地が	20%以	50%以
境	施設整備	団体が環	する施設に限	おおむね農	内	内
施	事業	境施設、機	る	振農用地に		
設	便益施設	械及び附		あるもの及		
整	整備事業	帯施設の		び自然休養		
備	市民農園	整備を行		村施設に係		
事	整備事業	うのに要		るもの		
業	景観保全	する経費		受益農地が	15%以	40%以
	整備事業			おおむね農	内	内
	漁業施設			業振興地域		
	整備事業			又は生産緑		
				地地区にあ		
				るもの		
				上記以外の	10%以	30%以
				農地	内	内
林	林道改良	林業者の	幅員が2.5メ	森林経営計		70%以
業	事業	団体又は	ートル以上の	画が策定さ		内
基	林道舗装	林業者が	林道(森林経営	れている森		
盤	事業	共同で基	計画が策定さ	林区域にあ		
整		盤整備事	れている森林	るもの		
備		業を行う	区域にあるも	森林整備計		30%以

		_ , ;				r
事		のに要す	の又は森林整	画外の森林		内
業		る経費	備計画外の森	区域にある		
			林区域にある	もの		
			ものに限る。)			
			の改良及び舗			
			装に限る			
			事業費はおお			
			むね100万			
			円以下とする			
	作業道整	林業者の	幅員が3メー	森林経営計	20%以	70%以
	備事業	団体又は	トル以下の作	画が策定さ	内	内
		林業者が	業道(森林経営	れている森		
		共同で基	計画が策定さ	林区域にあ		
		盤整備事	れている森林	るもの		
		業を行う	区域にあるも	森林整備計	10%以	30%以
		のに要す	の又は森林整	画外の森林	内	内
		る経費	備計画外の森	区域にある		
			林区域にある	もの		
			ものに限る。)			
			の開設改良・舗			
			装に限る			
林	林産物生	林産物の	林業者の組織	森林整備計	20%以	50%以

産	産事業	素材生産	する団体の事	画の対象と	内	内
物	,		業に限る	なる森林地		
生		に要する		域から生産		
産		経費		されるもの		
事				上記以外の	10%以	30%以
業				森林地域	内	内
林	林業生産	林業者の	共同利用施設		20%以	50%以
業	施設整備	団体又は	及び機械等に		内	内
施	事業	林業者が	限る			
設	林産物生	共同で林	受益対象が森			
整	産施設整	業用施設、	林整備計画の			
備	備事業	機械及び	対象となる森			
事	林産物加	附帯設備	林区域である			
業	工施設整	の整備を	ものに限る			
	備事業	行うのに				
	林産物流	要する経				
	通施設整	費				
	備事業					
	情報処理					
	施設整備					
	事業					
	労働環境					

施設整備 事業 森林活用 施設整備 事業	
森林活用 施設整備	
施設整備	
事業	
需要拡大	
施設整備	
事業	
省エネル 木材加工 おおさか河内 - 50%)
ギー機器 場の照明 材を取り扱う	
導入支援 器具のL 木材加工事業	
事業 ED化に 者で製材業と	
要する経して10年以	
費と営業を行っ	
ている法人に	
限る	
国、地方公共団	
体又はこれら	
に準ずる団体	
から補助金の	
交付を受けて	
いない又は受	

			ける予定がな			
			いものに限る			
森	松くい虫	林業者の	被害対策実施		20%以	50%以
林	及びカシ	団体及び	計画に基づき		内	内
病	ノナガキ	林業者が	実施するもの			
害	クイムシ	被害対策	に限る			
虫	被害対策	事業を行				
等	事業及び	うのに要				
防	動物被害	する経費				
除	防除事業					
事						
業						
その	その他市長が必要と認め			上記補助率に	準じる	
る事業						